**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって13番　照屋仁士議員、14番　浦崎みゆき議員を指名します。

**日程第２．議長諸般の報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．議長諸般の報告をいたします。令和４年第２回定例会から本日までの諸般の報告をお手元に配付したとおり、日時、事業名、開催場所を日付順に記載しております。また、各一部事務組合の議決結果、監査委員からの報告書も添付しておりますので、各自お目通しをお願いいたします。本日、町長からの追加議案として議案第47号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第４号）が提出されており、昨日配付しております。次に、議員からは議員提出案件として、意見書第４号　介護保険利用料原則２割負担化、ケアプラン有料化、要介護１・２の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書、意見書第５号　コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める意見書、意見書第６号　「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書の３件が提出されており、お手元に配付してございます。次に、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書、閉会中の継続審査・継続調査の申出書が提出されております。それぞれ後刻議題といたします。次に、今月11日に沖縄県町村議会議長会の定例会において役員選挙が行われ、会長に渡久地政雄伊江村議会議長、副会長に仲村渠兼栄嘉手納町議会議長、大久研一竹富町議会議長、私赤嶺奈津江が就任いたしました。また、決議第５号　閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおり議題とすることにします。以上をもって諸般の報告といたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから議案の上程に入ります。

**日程第３．議案第37号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第３号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３．議案第37号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは議案第37号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第３号）　審査の経過　本案は、９月29日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、10月３日に総務部総務課、企画財政課、民生部こども課、国保年金課、教育部生涯学習文化課、学校教育課、教育総務課、４日に経済建設部都市整備課、区画下水道課、まちづくり振興課の審査を行い、４日にまとめ、５日に採決を行いました。その審査の中で主な内容について３点ご報告いたします。１点目、予算書28、29ページ、４款．衛生費、１項．保健衛生費、２目．予防費、新型コロナワクチン接種については集団接種と個別接種で進め、効率的な運用を進めていく。また新型コロナワクチン接種事業の実施期間が未接種の方は、当初９月末までの期間でしたが、３月末までの期間延長になっていると説明がありました。２点目、予算書34ページ、８款．土木費、３項．河川費、１目．河川費、河川被害対策では監視カメラを５台設置し、宮平川の雨量の情報をより迅速に伝えていくようにしていく。今後国場川水系解析設計委託業務の結果に基づき、南城市とともに協議を進めていくとの説明がありました。３点目、予算書37～39ページ、２点あります。10款．教育費、２項．小学校費、１目．学校管理費、10節．需用費、修繕料。続いて10款．教育費、４項．幼稚園費、１目．幼稚園費、10節．需用費、修繕料。小学校遊具については北丘小学校鉄棒撤去はあるものの、それ以外の用具は全て機能回復修繕を行うと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第37号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第３号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、可決することに決定いたしました。

**日程第４．議案第38号　令和４年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．議案第38号　令和４年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは議案第38号　令和４年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）　審査の経過　本案は、９月29日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、10月３日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、４日にまとめ、５日に採決を行いました。その審査の中で主な内容について報告いたします。１点目、予算書６ページ、１款．国民健康保険税、１項．国民健康保険税、１目．一般被保険者国民健康保険税、２節．医療給付費分現年課税分。９ページ、10款．繰入金、１項．他会計繰入金、１目．一般会計繰入金、８節．未就学児均等割保険税繰入金について、今年度より新たに未就学児の均等割軽減制度が始まり、令和４年度対象者は430人となっている。またコロナの影響で一定の収入が減収したことによる国民健康保険税減免世帯は、令和３年度実績23世帯であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第38号　令和４年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、可決することに決定いたしました。

**日程第５．議案第39号　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．議案第39号　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは議案第39号　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）　審査の経過　本案は、９月29日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、10月３日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、４日にまとめ、５日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第39号　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、可決することに決定しました。

**日程第６．議案第40号　令和４年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．議案第40号　令和４年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　おはようございます。経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第40号　令和４年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）　審査の経過　本案は、９月29日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。10月３日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、10月４日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第40号　令和４年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、可決することに決定しました。

**日程第７．議案第41号　令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．議案第41号　令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは報告いたします。議案第41号　令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）　審査の経過　本案は、９月29日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。10月３日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、10月４日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第41号　令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第８．議案第43号　町道の路線の認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．議案第43号　町道の路線の認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは報告いたします。議案第43号　町道の路線の認定について　審査の経過　本案は、９月29日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。10月３日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、10月４日にまとめと採決を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。委員全員で認定する町道の現地調査を行い、町道認定の要件を満たしていることを確認しました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第43号　町道の路線の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、可決することに決定しました。

**日程第９．議案第42号　第五次南風原町総合計画**

**（後期基本計画）の策定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第９．議案第42号　第五次南風原町総合計画（後期基本計画）の策定についてを議題とします。まず本案に関し、第五次南風原町総合計画（後期基本計画）に関する特別委員会委員長の報告を求めます。新垣善之特別委員会委員長。

**○第五次南風原町総合計画（後期基本計画）に関する特別委員会委員長　新垣善之君**　それでは議案第42号　第五次南風原町総合計画（後期基本計画）の策定についてご報告いたします。　審査の経過　本案は、９月29日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、本特別委員会に審議を付託されたものであります。当委員会では、10月６日、７日、12日に委員会を開き、関係部長及び各課の課長、担当職員の出席を求め審査を行いました。10月７日にまとめを行い、12日にまとめの修正と討論及び採決を行いました。同議案のまとめを行う前に、浦崎みゆき委員外３名から修正案の提出がありました。提案理由として議員から提案のあった８か所の修正説明がありました。議員から提案のあった８か所の修正箇所について、委員会審査報告書の２枚目、修正箇所を添付してあります。修正内容を読み上げて説明といたします。第１に、表紙にこの計画は前期、後期の10年計画であることから、前期の年度を追加いたしました。第２に、40ページ、施策の展開（３）情報化の推進に、急速な情報化対応が地域でも必要であるため、「⑤住民活動の情報化に向けた支援を図る。」を追加いたしました。第３、41ページから108ページの５年後（令和８年度）の目標値に前期、後期の10年計画であるため、前期当初計画の平成27年度の現状値と比較できるよう追加しました。第４に、41ページ、重点事項、５年後（令和８年度）の目標値の議会報告会平均参加者数は書面開催であったため、「書面開催」と変更、行政懇談会等への参加人数も未実施のため、「未実施」と修正しました。第５に、60ページ、施策の展開（１）ともに支え合えるまちづくりの推進に、民生委員児童委員の確保が課題であることから、「⑥民生委員児童委員の定数確保に向けて取り組みます。」を追加しました。第６に、61ページ、重点事項、５年後（令和８年度）の目標値、民生委員児童委員の充足率の現状値へ、より住民へ分かりやすく表示するための「令和２年度の人数、定数26人中46人」と追加しました。第７に、68ページ、施策の展開（１）待機児童の解消に公立幼稚園では人員確保が課題のため、③の文中に「人員確保」を追加しました。第８に、78ページ、施策の展開（２）農業経営の強化では、今後５年間で新たな南風原産品のブランド力の強化やブランド化の可能性もあることから、「③かぼちゃやストレリチア等のブランド力の強化及び」を削除し、南風原産品の後に「ブランド力の強化」を追加しました。以上が修正箇所の説明です。討論に入り、討論はありませんでした。委員４名から提出された修正案に対し採決に入りました。採決の結果、挙手全員で修正案は全会一致により可決されました。次に修正議決した部分を除く原案について採決に入り、採決の結果、挙手全員で修正議決した部分を除く原案は、全会一致で可決されました。よって結果は修正可決であります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第42号　第五次南風原町総合計画（後期基本計画）の策定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は修正であります。まず、委員会の修正案について起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって委員会の修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立によって採決します。修正部分を除く原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

**日程第10．議案第47号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第４号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第10．議案第47号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第４号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　議案第47号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第４号）　令和４年度南風原町の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億9,631万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億2,514万9,000円とする。以下、内容については担当が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第47号の資料をお願いいたします。議案第47号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第４号）について概要を説明いたします。まず２ページの第１表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、電力等価格高騰による家計負担を軽減するための低所得世帯向け給付金について補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ１億9,631万1,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は175億2,514万9,000円となります。

　では、歳入について説明いたします。６ページをお願いいたします。14款２項１目．民生費国庫補助金１億9,631万1,000円の増は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に係る補助金で補助率10分の10です。

　引き続き、歳出について説明いたします。７ページ、８ページをお願いいたします。７ページ、２款１項１目．一般管理費11万4,000円及び８ページ、３款１項10目．臨時給付金事業費１億9,619万7,000円の増は、住民税非課税世帯等に対し１世帯当たり５万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金１億9,000万円及びその事務に係る費用の計上です。以上が議案第47号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは質疑させていただきます。この補正予算、即決案件ですので、昨日出されて今日決めるという状況なわけです。私もこれまで議会運営委員会の中で即決案件の出し方について何度もお願いをしてまいりましたが、この予算の性質上、国からの国庫補助で、さらには非課税世帯に対する緊急的な要素があるので、予算の性質については私は異議はありません。ただですね、即決案件で約１億9,000万円余りの非常に大きな金額ですので、この補正予算ですね、即決に、上程するに当たっての時系列の説明をまず求めたいというふうに思います。

　そして２点目に、これは今回改選後の初めての議会ということもあって、議会運営委員会も通常の形ではなくて、議会初日の終了後という９月28日に開催されました。その時系列を合わせてですね、それ以降に決まったんだと思いますけれども、説明の機会はなかったのか。また本来であれば、これ議運の中では補正予算の可能性があるという説明を受けておりました。しかしながら内容は寄附金等があった場合の、寄附金等のというふうに私のメモ書きで残されています。寄附金等の追加がある可能性がありますという説明があったというふうに私も記憶して、メモ書きされているんですけれども、寄附金はなかったと、今回のこの補正と。そういった中でできればですね、この間も非常に１億を超える大きな予算が即決で決められてきたという経緯もあってですね、やはりどこかの途中で、議運で説明できなかった部分は再度議運委員長なりに相談していただくとか、議長に許可を求めて全協の中で説明するとか、そういった可能性もあったんじゃないかなというふうに思いますけれども、そのあたり検討されたかどうかお答えください。

　そして３点目にですね、これは予算の内容によりますけれども、今回１億9,000万円の給付、非課税世帯ということで、５万円で単純に割ると3,800世帯というふうになりますけれども、これで正しいかどうか。この３点よろしくお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは今回の議案第47号の提案については、国の方針が確定されたことが、我々に来たのが10月以降になりますので、その後の事務、最終的な確認を行っているため今日の提案となっておりますが、配付については我々は３日前の木曜日に議会事務局へ上げております。３日前に配付するようにということで議案は送付していることを報告しておきます。

　また、委員会等の中では、今回議運では私は呼ばれていませんでしたので説明することはできませんでしたが、事務局のほうには５万円の、内容は決まっていませんが、こういった内容があるよということは報告はしております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。今回の予算に提案しました対象世帯については3,800世帯となっております。質疑のとおりでございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　ありがとうございます。時系列ということですので、10月以降の具体的な時系列を教えていただきたいと思います。

　あと議運での説明については、私の聞き違いかもしくは議運での中での説明のどうだったかというのが、私も議運の議事録を見たわけではありませんのであれですけれども、執行部としては３日前配付、そして事前にもう、９月28日の時点でその可能性については説明をしていたと、そういう理解でよろしいですか。以上２点、再度お願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　主管課から財政のほうに要求書が届いたのは10月に入ってからです。ですからこの内容については10月に入ってから確定したということとなります。予算の額がですね。それを受けて内部で確認して予算書をまとめております。

　また、先ほどの配付とか説明については、議員の発言のとおりとなっております。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時35分）

再開（午前10時37分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。主管課から今回の予算提案にするまでの経緯についてなんですが、まず正式には９月９日に国のほうで正式に決定をしております。その後、我々のほうで確定的な通知が来るのが９月の、ちょっとメールの本文がないのではっきりしませんが、９月の末頃になって我々のほうにこういった詳細のものが届きます。多分、報道などが先行して、こういった給付が行われて支払われることになりますということの報道が先行するものですから、大分前に事務が起きているように感じるんですが、実際は国のほうから閣議決定した後にですね、我々のほうに案レベルで届くのも９月中旬以降です。それから詳細のほうが届いていくという状況になっておりますので、正式に届いたとしても我々のほう並行して数字とかシステムとかの改修などをしていくという流れがありますので、予算担当のほうに提出するときには10月に入ってから協議をして、その後追加議案で出せるかというふうな手続を行っております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑はありませんか。14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　お尋ねいたします。この給付金ですけれども、いつ頃の給付になるのかですね、お手元に届くのは、非課税世帯の方。そしてどのような手順でその給付がいただけるのか教えてください。

　あとそれから非課税世帯3,800世帯でこの金額とおっしゃっていましたけれども、以前にもそのような性質のものの給付金がありました。そのときに家計急変の方に対しての同じような非課税に相当する家計急変に対してのそういったものは今回含まれていないのか。そういったものはその中に含まれているのか。ちょっと確認をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。現時点で、１回目の振込を11月22日を予定しております。これは予定でございます。手順としては我々のほうから、まずは補正予算可決後にシステムのほうを改修いたしまして、並行する形で対象者の洗い出しを行っていきます。対象者のほうに確認書ということでこの口座に振り込んでいいですかという形で書類のほうを送って、それを返送してきた方に随時発送するんですが、この給付金もやはり拒否をする、もらわないというような意思の確認の時期も必要だということで、これは過去の給付金と同様の流れになりますので、これは１週間以内の、実際５日取ってですね。そういった流れにつきまして、最終的には11月22日に振込ですが、11月22日に振り込むためにはその前に、２週間程度前に銀行のほうに書類を、データを送るとかという作業がございますので、そういった途中の経過がございます。家計急変世帯のほうについても、対象者に今回含まれております。家計急変世帯というのは非課税世帯相当の世帯収入が１月以降、12月において、非課税世帯相当の世帯収入になった場合の任意の１か月を基準として判定するという内容になっておりまして、そちらのほうもホームページ、広報のほうでお知らせしていく予定でございます。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　ありがとうございます。家計急変についてですけれども、これは具体的な、自分が家計急変になって対象者なのかというのがなかなか分かりづらいところだと思うんですが、その辺はこども課のほうでもある程度把握して何かお知らせするのか、それとも家計急変ということでホームページなどに具体的な金額といいますか、年収といいますか、その辺をお知らせするのか、そこだけお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。家計急変世帯の対象であると同時に、その方の収入と不用の一覧表を示した内容をつけてお知らせしております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　マイナンバーを持っている持っていない今、政府がかなり取るように勧めていますけれども、これを持っていることで給付が早まるとか、何か得になるようなことはあるんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　お答えいたします。マイナンバーカードの保有によって、今回の給付の時期は変わることはございません。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　役場内での作業というか、処理の早さはどうでしょうか。変わりますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　こども課長。

**○こども課長　儀間博嗣君**　変わりません。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第47号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第47号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第47号　令和４年度南風原町一般会計補正予算（第４号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

**日程第11．陳情第13号　介護保険利用料原則２割負担化、ケアプラン有料化、要介護１・２の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第11．陳情第13号　介護保険利用料原則２割負担化、ケアプラン有料化、要介護１・２の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは陳情第13号　介護保険利用料原則２割負担化、ケアプラン有料化、要介護１・２の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情書　審査の経過　本件は、９月29日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では10月５日に委員会を開き、陳情団体である沖縄県社会保障推進協議会から１名の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど玉城陽平議員より意見書を提出いたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第13号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第13号　介護保険利用料原則２割負担化、ケアプラン有料化、要介護１・２の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第12．意見書第４号　介護保険利用料原則２割負担化、ケアプラン有料化、要介護１・２の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第12．意見書第４号　介護保険利用料原則２割負担化、ケアプラン有料化、要介護１・２の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書についてを議題といたします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　それでは読み上げて提案いたします。意見書第４号。令和４年10月18日。南風原町議会議長　赤嶺　奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　玉城陽平、賛成者　南風原町議会議員　新垣善之、西銘多紀子、大城雅史、岡崎　晋、大城勇太、照屋仁士、浦崎みゆき。介護保険利用料原則２割負担化、ケアプラン有料化、要介護１・２の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　介護保険利用料原則２割負担化、ケアプラン有料化、要介護１・２の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書　現在、政府内で介護保険制度の「給付と負担」について見直しの検討が進められています。５月25日発表された財政制度等審議会の「歴史の転換点における財政運営」の中では、第９期介護事業計画に向けて介護保険利用料の原則２割負担や２割対象者の拡大、ケアマネジャーが作成するケアプランの有料化や要介護１、２の生活援助サービスを市町村が実施する地域支援事業へ移すなど、自治体や事業所の運営を圧迫し、給付の削減・負担増をはかる内容が盛り込まれています。現状でも、沖縄県における利用者と家族の生活はぎりぎりであり、これ以上の利用料の引き上げや利用制限は高齢者や高齢者家族、県民の生活を困苦に追い込むものになります。ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用出来なくなることになりかねません。生活援助の市町村事業への移行は、ただでさえ受皿不足、人材不足で苦しんでいる現場をさらに追い込むことになります。介護保険利用抑制は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結します。政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものです。サービスの削減・負担増の見直しでは高齢者の尊厳を守り、生活を支えることはできません。これから高齢化がいっそう進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換を求めます。同時に、介護を担う職員が自らの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備を一刻も早く実現させなければ介護現場そのものが崩壊してしまいます。沖縄復帰50年、困難な時代を乗り越えてきた世代に報いる介護保険制度であってほしいと願います。介護保険創設の原点に立ち戻り、高齢者の尊厳と生きる権利を守ることを第一に以下の通り、制度の見直し中止と抜本改善を求めるものです。

　記　１　介護保険利用料原則２割負担化や２割負担対象拡大、ケアプランの有料化、要介護１、２の生活援助の総合事業への移行、などサービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わず、制度拡充を図ること。２　介護保険料、利用料負担の軽減を図ること。必要な時に必要なサービスを受けられるよう、制度の改善をはかること。３　介護保険財政に対する国の負担割合を引き上げること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和４年（2022年）10月18日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。提案は以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第４号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第４号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第４号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第４号　介護保険利用料原則２割負担化、ケアプラン有料化、要介護１・２の市町村事業への移行などの制度見直しの中止と、国庫補助を増額し介護保険料高騰を抑え、高齢者の尊厳と生活を守れるよう介護保険制度の抜本改善を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第13．陳情第14号　コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める陳情書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第13．陳情第14号　コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは陳情第14号　コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める陳情書　審査の経過　本件は、９月29日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では10月５日に委員会を開き、陳情団体である沖縄県社会保障推進協議会から１名の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど大城雅史議員より意見書を提出いたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第14号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第14号　コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第14．意見書第５号　コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める意見書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第14．意見書第５号　コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める意見書についてを議題といたします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　皆さんおはようございます。それでは読み上げて提案いたします。意見書第５号。令和４年10月18日。南風原町議会議長　赤嶺　奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　大城雅史、賛成者　南風原町議会議員　新垣善之、玉城陽平、西銘多紀子、岡崎　晋、大城勇太、照屋仁士、浦崎みゆき。コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める意見書　新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和３年６月２日付事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について」（令和３年11月26日付事務連絡）等に基づき、国による財政支援が行われているところです。コロナ禍における生活困難は、個人の責任に帰するものではなく、まさに災害、事故に類するもので、その規模からいっても、国による積極的な財政支援が求められるところです。昨年度は令和３年11月26日付け事務連絡によりすべて国費10割の財政支援となり、市町村負担は緩和されました。しかし、2022年度の国保料（税）へのコロナ特例減免は、多くのところで、市町村負担が発生することになります。今年度10割国費支援の条件は「保険料（税）減免総額（令和４年度分の保険料（税））が、市町村調整対象需要額の３％以上」であり、３年連続して「前年比３割以上減収の方が対象」の制度では、３％を超えるのは極めて困難だからです。新型コロナウイルス感染拡大の今後について、予断を許さない状況にあるからこそ、国の責任で生活支援について万全を期すべきであると考えます。また、子どもの均等割り保険料につきましては、昨年、未就学児の半額軽減措置が盛り込まれましたが、こどもが増えれば保険料が上がる仕組みに変わりありません。これは他の健康保険にはない仕組みであり、制度の公平の観点からも廃止すべきものです。こどもの医療費助成制度等へ現物給付で無料化した場合のペナルティである国庫負担金の減額措置につきましても、全国知事会や市長会が求めているように「少子化へ逆行」する不条理な施策です。全国知事会が指摘しているように「地方の実情に応じた取り組みを阻害する」ことがないように、市町村独自の減免制度を尊重されるように求めます。

　記　１．新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保料（税）の減免にあたって、2020年度、2021年度と同様、全額国費の財政支援を継続すること。２．子ども医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金の減額措置を廃止すること。３．国保の子どもの均等割り保険料（税）を18歳まですべて廃止すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和４年（2022年）10月18日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。以上となります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第５号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第５号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第５号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第５号　コロナ特例減免における国費10割負担の復活と市町村における国保料（税）負担の軽減のための支援を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　10分間休憩します。

休憩（午前11時06分）

再開（午前11時14分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開いたします。

　再開して次の議題に行く前に、議長の諸般の報告をさせていただきます。最初に議長諸般の報告ということで、沖縄県町村議会議長会の役員名を申し上げましたけれども、その中で仲村渠兼栄嘉手納町議会議長の後に、大久研一竹富町議会議長のお名前を間違えて読み上げておりましたので訂正いたします。正しくは「大久（だいく）研一竹富町議会議長」でございます。おわび申し上げます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　それでは日程に入りたいと思います。

**日程第15．陳情第21号　「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第15．陳情第21号　「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは陳情第21号　「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情についてご報告いたします。審査の経過　本件は、９月29日に当委員会に付託されたものであります。10月４日に委員会を開き審査を行い、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど當眞嗣春議員より意見書を提出いたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第21号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより陳情第21号　「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第16．意見書第６号　「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第16．意見書第６号　「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。３番　當眞嗣春議員。

**○３番　當眞嗣春君**　おはようございます。読み上げて提案したいと思います。意見書第６号。令和４年10月18日。南風原町議会議長　赤嶺　奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　當眞嗣春、賛成者　南風原町議会議員　石垣大志、大城重太、伊佐園恵、大宜見洋文、金城憲治、知念富信。「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書　貴職におかれましては、平素から駐留軍関係の雇用・離職者対策に特段のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。さて、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、2023年５月16日で有効期限を迎えます。ご承知の通り、駐留軍雇用は米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定な状況に置かれています。日米両政府は「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されています。海兵隊施設には4,894人（令和４年８月末）、嘉手納以南の対象施設には3,653人（令和４年８月末）の日本人従業員が勤務しており、状況如何によっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく雇用対策が不可欠であります。昨今の全国的な雇用情勢は、新型コロナウイルスの影響もあり完全失業率２％台後半で高止まりし、県内の失業率は全国よりも高い水準で推移しています。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も48.24歳と高い状況にあります。こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥る事は必定であります。よって、貴職におかれましては、駐留軍労働へのご理解と駐留軍関係離職者等臨時措置法の必要性をご賢察の上、同法の再延長実現にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和４年（2022年）10月18日、沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　厚生労働大臣、防衛大臣。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第６号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第６号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第６号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第６号　「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第17．陳情第19号　県産品の優先使用について（要請）**

**日程第18．陳情第20号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第17．陳情第19号　県産品の優先使用について（要請）及び日程第18．陳情第20号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は関連しますので一括議題とします。ただいまの陳情２件は、例年同様な趣旨でもって要請され、毎年採択されております。また、意見書採択の依頼もございません。したがいまして委員会付託を省略し、本会議で諮る旨話合いがまとまり、議会運営委員会で意見が一致しました。

　お諮りいたします。陳情第19号及び陳情第20号については、会議規則第39条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって陳情第19号及び陳情第20号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

　これから陳情第19号　県産品の優先使用について（要請）及び陳情第20号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、陳情第19号　県産品の優先使用について（要請）を採決します。本件について採択することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本件は、採択することに決定しました。

　これから陳情第20号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決します。本件について採択することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本件は、採択することに決定しました。

**日程第19．陳情第15号　入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第20．陳情第16号　中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第21．陳情第17号　兼本ハイツ集会所建設費用に関する陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第22．陳情第18号　子どもの新型コロナワクチン等、遺伝子に関わるワクチンの個別接種券一律送付の中止を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第23．陳情第22号　食物アレルギー（乳）を持つ子どもの給食に関する陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第24．陳情第23号　令和５年度福祉施策及び予算の充実について（要請）（閉会中の継続審査の申し出について）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第19．陳情第15号　入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情から日程第24．陳情第23号　令和５年度福祉施策及び予算の充実について（要請）までの６件を一括議題とします。総務民生常任委員長、経済教育常任委員長から、それぞれの審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

　お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　ひとつ経済教育委員のほうに付託されている陳情第15号の中について後ほど確認していただきたいと思うことがありまして、15号です。入札及び契約制度価格の適正化等に関する陳情の２段目に、皆さんお手元にありますか。２段目に、このような中で各市町村が今年度業務委託した案件の一部に最低制限価格の適用のない案件や同種入札に不適格業者を排除する仕組みが導入されていないこと等とあります。これがどういうことなのか私には分からないので、添付されている印刷屋さんの組合名簿、約100社近くあると思うんですが、これは見ると本島内だけの印刷屋さんのようです。離島の印刷屋さんは含まれていません。この陳情書は離島の市町村議会にも送られていることなのか、そして私が１つ目に申し上げた２段目にうたっていることはどういうことなのかということを閉会中審査で確認していただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前11時30分）

再開（午前11時31分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　ただいまお諮りしました６件については、閉会中の継続審査の申出があります。閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**日程第25．議会広報常任委員会の閉会中の継続調査申出書（閉会中の継続調査の申し出について）**

**日程第26．議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書（閉会中の継続調査の申し出について）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第25．議会広報常任委員会の閉会中の継続調査申出書、日程第26．議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書についてを一括議題とします。議会広報常任委員長、議会運営委員長からそれぞれ委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

　お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**日程第27．決議第５号　閉会中の議員派遣について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第27．決議第５号　閉会中の議員派遣についてを議題とします。

　お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩いたします。

休憩（午前11時33分）

再開（午前11時33分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和４年第３回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前11時33分）